

同意書について

静岡市 都市局 都市計画部 開発審査課

令和〇年〇月〇日

同意書（記入例） ※1

（窓口に来られる方）

所在地 静岡市葵区追手町5番1号 ※2
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 静岡 太郎 ※3
電話番号 054-221-〇〇〇〇
(担当 静岡 次郎 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇) ※4

私の所有する物件（土地・建物）について、下記のとおり調査することに同意します。

- 1 土地・建物の地名地番 静岡市葵区幸庵新田字〇〇123番4
- 2 調査内容 都市計画法に係る制限の有無及び内容について
- 3 利用目的 市街化調整区域内における転売（建替・新築）のための事前確認
- 4 添付書類 公図、土地・建物の全部事項証明書
(建築計画概要書、農地転用許可書、非農地証明書、名寄帳など)

(所有者) 住所 静岡市駿河区南八幡町10番40号 ※5
氏名 駿河 三郎 印 ※6、7、8
電話番号 054-〇〇〇-〇〇〇〇

注意事項など

- ※1 規定の書式はありません。
- ※2 個人、法人が区別できるようにお願いします。
- ※3 本人確認のため、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、その他本人証明できるもの。法人の場合は社員証等）をご用意ください。
尚、名刺は身分証明書にはなりませんのでお気を付けてください。
- ※4 登記簿にて所有者の確認を行いますので、登記簿上の住所と現住所が相違する場合は、住民票などの紐づけ資料をご用意ください。
- ※5 所有者が亡くなっている場合は、相続登記後又は相続関係者全員の同意が必要となりますので、相続関係図、戸籍をご用意ください。
また、複数所有者となる場合は、所有者全員の同意が必要となります。
- ※6 申請者の住所・氏名は、自署若しくは記名押印をお願いします。
- ※7 印は朱肉を使うものをお願いします。
- ※ 同意書がない場合は情報提供ができません。

◎ 個人情報の取扱いについて

個人情報となるものの提供については本人確認、若しくは本人の同意書の提出と代理人の確認が必要となります。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(抜粋)

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員(中略)は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

「静岡市個人情報保護条例施行規則」(抜粋)

(開示請求者の本人確認等)

第7条 条例第16条第2項の規定により、開示請求をする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 本人の請求 運転免許証、旅券その他当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人の請求 運転免許証、旅券その他法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(3) 任意代理人の請求 運転免許証、旅券その他任意代理人本人であることを確認するに足りる書類